

防犯カメラ設置事業補助金 手続きの流れ

地域内の犯罪の防止及び抑止を図るために防犯カメラを設置する自治会等に対して、市から補助金が交付されますので活用ください。防犯カメラを新たに購入し、設置及び管理する自治会等を対象とした補助金となります。

▼自治会等での事前準備 チェック

- ☐ 防犯カメラ設置について、自治会員等の意思確認
(総会を開催し、自治会員等の総意を得る)
- ☐ 撮影対象区域内の住民の同意を得る
- ☐ 五條警察署へ相談(助言を得る)
- ☐ 現場の写真撮影(工事前の状態を写したもの)
- ☐ 設置場所の見取図作成
- ☐ 工事業者から見積書の取得



▼自治会等



(1) 補助金交付申請書(様式第1号)と添付書類(設置するカメラの詳細資料・設置前の現場写真・設置場所の地図・見積書・撮影区域内の住人の同意書・収支予算書など)を提出

▼五條市

(2) 申請内容を審査
(修正をお願いすることがあります)

(3) 補助金交付決定通知書を通知(郵送)

(4) 補助金交付決定通知書の受領

変更がない場合は(7)へ
変更がある場合は(5)へ

(5) 交付決定後に申請内容に変更が生じた場合は、変更申請書(様式第4号)を提出

変更あり

(6) 申請内容を審査し、変更承認通知書を通知(郵送)

(7) 自治会等で防犯カメラの工事を発注
(必ず交付決定後に着工してください)

(8) 防犯カメラの工事完了確認と工事費支払い

(9) 完了実績報告書(様式第6号)と添付書類(領収書の写し・完成写真・収支決算書・設置したカメラで撮影した画像など)を提出

(10) 完了実績報告書および添付書類の内容確認
(修正をお願いすることがあります)

(12) 補助金交付請求書を提出
(振込口座通帳の表紙、見開きページのコピーを必ず添付ください)

(11) 補助金確定通知書を通知

(14) 補助金の入金を確認
(通帳を記帳し、確認ください)

(13) 市から自治会の口座へ、補助金を入金

